最終更新日：2015年12月3日
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 田上　節朗
問合せ先：経営企画部長 荻田 修
証券コード：4668
http://www.meikonet.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、新たな時代に適応したスピーディかつ透明な経営組織を構築するために、経営構造改革を絶え間なく推進してまいります。
また、経営の透明性、健全性、公正性の確保、リスク管理の徹底並びにアカウンタビリティの向上を図り、株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスをより一層強化する方針であります。

また、当社グループの持続的成長と、独自の付加価値を発揮する事業モデルの高度化、グループ各社の連携による収益力強化により、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値の最大化を図るとともに、経営の透明性・効率性を向上させることを基本方針としています。このため、経営の監督と業務の執行体制のバランスを取りつつ、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

なお、当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組み状況や取り組み方針を明確にすること、ならびに受託者責任・説明責任を果たすことを目的として「明光ネットワークジャパングループ　コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社インターネットホームページで公開しております。

http://www.meikonet.co.jp/investor/governance/index.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1－4【いわゆる政策保有株式】
投資目的以外の目的で保有する株式は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的で、政策保有株式として、取引先の株式を保有しております。
同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、取締役会による検証を適宜行っております。
また、同株式に係る議決権行使は、その議案の内容を精査し、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

原則1－7【関連当事者間の取引】
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。
また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。
当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

原則3－1【情報開示の充実】
（1）経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料にて開示しております。

（2）コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示してまいります。

（3）取締役及び監査役の報酬等の決定については、「役員報酬規程」にて定め運営しております。「役員の報酬の額又はその算定の方法の決定に関する方針」をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書、当社ホームページにて開示しております。

（4）社外取締役及び社外監査役の選任に係る社外役員の選任ガイドライン及び社外役員の独立性基準を定め、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。
また、経営陣幹部の選任と取締役の指名を行うに当たっての方針と手続については、今後、公正かつ透明性の高い手続きについて検討してまいります。

（5）新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

補充原則4－1－1【取締役会の役割・責務】
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制を明確に区分しておりませんが、取締役会規程その他の諸規程を整備し、取締役会自身が判断すべき事項と経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しております。

原則4－8【独立社外取締役の有効な活用】
当社では、当社独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を複数名選任することとしており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

原則4－9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。当社の独立社外役員の選任基準につきましては、当社インターネットホームページでも公開しております。

http://www.meikonet.co.jp/investor/governance/index.html

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定しております。

補充原則4－11－1【取締役会の構成】
当社では、平成27年11月開催予定の株主総会で9名（うち2名が社外取締役）が選任される予定であり、また、その員数を10名とする定款変更を予定しており、迅速な意思決定を継続して推進していく適正規模だと判断しております。
　その内訳も、社内取締役においては、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と実績、決断力を有したメンバーで構成され、社外取締役においては、多様な視点、豊富な経験、高い識見と専門性を持った複数名のメンバーで構成されるバランスのとれた構成としています。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き現在の考え方を継続していく予定です。

補充原則4－11－2【兼任の状況】
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。
当社グループ以外の他の上場会社の役員兼任者はおりません。

補充原則４－１１－３【取締役会の評価】
当社では、原則月１回取締役会を開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議をしております。資料については、あらかじめ配布あるいは説明のうえ、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。
また、決議した案件の経過・結果の報告を適時行い、取締役の職務執行状況を監督しております。
取締役会の実効性評価・その結果概要については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

補充原則４－１４－２【取締役に対するトレーニング方針】
取締役、監査役による経営監督、監査機能が十分に発揮されるよう職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供するとともに、その役割・責務に係る理解を深めさせるために、外部セミナー等を随時受講させております。
また、在任中の継続的な知識更新を目的に、個々の取締役、監査役に適したトレーニングの機会の提供やその費用の支援を行っております。

原則５－１【株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営企画部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、個別面談を実施しています。経営企画部にて、各部門と有機的に連携し、IR活動が建設的かつ有意義なものとなるよう、重要情報の適時・適切な情報開示と開示内容の充実に継続的に取り組んでおります。
投資家からの電話取材や個別面談等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、社長が説明を行っております。
面談・訪問結果については、取締役会へ適時報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っております。
また、投資家との対話の際は、決算説明会や個別面談を問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
渡邉 弘毅	3,094,600	11.13
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー （常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	2,435,500	8.76
ザ バンク オブ ニューヨークー ジャスディック トリーティー アカウント （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1,041,600	3.75
株式会社学研ホールディングス	1,023,573	3.68
明光株式会社	1,000,000	3.60
ビービーエイチ フオー フイデリテイ ロー プライスド ストツク フアンド（プリンシパル オール セクター サブポートフオリオ） （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	920,900	3.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	793,600	2.85
奥井 世志子	792,800	2.85
公益財団法人明光教育研究所	700,000	2.52
ザ バンク オブ ニューヨーク 132561（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	520,100	1.87

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）から平成25年5月14日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年5月8日現在で3,548,200株（株券等保有割合12.76%）の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・ミッション・バリュー・パートナーズ・エルエルシーから平成27年5月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成27年5月15日現在で1,196,800株（株券等保有割合4.30%）の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・リンゼル・トレイン・リミテッドから平成27年6月5日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成27年5月20日現在で1,633,200株（株券等保有割合5.87%）の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原田　昌宏	他の会社の出身者											
八尾　紀子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田　昌宏	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	金融機関で企業審査に携わった経験並びに企業経営における豊富な経験、知見を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任しております。独立性の基準を充たしているため、独立役員として指定しています。
八尾　紀子	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任しております。独立性の基準を充たしているため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持つ等緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。
なお、監査役と会計監査人との会合の内容及び頻度については以下のとおりであります。
(1) 会計監査人監査実施結果の報告(年6回)
(2) 会計監査人の状況と監査体制並びに会計監査人及び監査役による監査計画に関する事項(年1回)
(3) 会計監査人の期末監査実施状況、会計監査人監査報告、監査役監査の実施状況並びに有価証券報告書に関する事項(年1回)

監査役は内部監査室と緊密な連携を確保し、効率的な監査を実施するよう努めております。
また、監査役は必要に応じて内部監査室から報告を求め、また特定事項の調査を依頼しております。
なお、監査役と内部監査室との会合の内容及び頻度については以下のとおりであります。
(1) 内部監査室監査実施結果の報告並びに情報交換(年12回)
(2) 監査役による監査計画並びに内部監査室による監査計画(年1回)

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松下 和也	他の会社の出身者													
小口 隆夫	弁護士													
雨宮　丈洋	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、gおよびhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松下 和也		同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	金融機関で企業審査に携わった経験、並びに三菱自動車工業株式会社執行役員財務本部長兼財務統括室長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 また、中立的かつ客観的立場から独立性を持って経営監視機能の強化を図り、常勤の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、選任しております。
小口 隆夫	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有し、法務的観点から監査体制の強化を図るため、社外監査役に選任しております。 また、当社となんら特別な利害関係を有しておらず、東京証券取引所が定める「独立役員の要件」を満たしていること、並びに当社経営陣から独立した社外監査役であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
雨宮　丈洋	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	長年にわたる金融機関等での金融、財務及び企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。そのことにより、当社の経営上の重要事項につき、有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において決定した月額固定報酬にて運営しております。各取締役の月額報酬は、取締役報酬規程により決定し、監査役の報酬については、監査役会の協議により決定しております。
　ストックオプションについては、過去に付与しておりましたが、現在は付与しておりません。今後のストックオプションの付与については、取締役の報酬のあり方を様々な観点から検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び社外監査役の各々の総額を開示しております。
なお、平成27年8月期の役員報酬の内容は以下のとおりであります。
・取締役に対する報酬額 188,100千円
・社外監査役に対する報酬額 20,055千円

取締役の支給等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の支給等の額（賞与を含む）は、14,037千円であります。
また、第30回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役に対する支給等の額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、取締役及び監査役のそれぞれについて年間役員報酬総額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ取締役会の承認により、各監査役については職務内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ監査役会での協議により決定しております。

取締役の報酬限度額については、平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会決議による取締役の報酬の年額は、300,000千円以内(役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。)、取締役のストック・オプション報酬の年額は、20,000千円以内、監査役の報酬の年額は、25,000千円以内(役員賞与を含む。)と定められております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

a. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、経営方針決定の経過並びに業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会並びに非常勤監査役は取締役会）に出席しております。
- 監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告しております。また、会社に重大な影響を与える重要事項、並びに公表する企業情報は適時監査役に報告しております。
- 監査役は、内部監査室及びリスク管理室との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとしております。

b. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証しております。
- 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握しております。
- 取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社では、経営会議を設置し、経営に関する重要な事項の審議、検討及び情報の共有化を図っており、経営意思決定の透明性の確保に努めております。
当該会議体は、取締役、常勤監査役、経営企画部長、経理部長、内部監査室長並びに指名された者により構成され、経営に関する様々な課題を迅速かつ戦略的に対応し、最適な事業活動に取り組んでおります。
また、当社では、取締役会及び監査役により、業務執行に係る監督・監査を行っております。
当社の取締役会は9名（うち社外取締役2名）の取締役から構成され、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対し業務遂行状況の定例報告、業務遂行の監督機関としての役割を有しております。
社外取締役は、独立した立場で取締役会に出席し、審議に関して適宜提言を行って頂くことで、当社の業務執行を行う経営陣に対しての監視機能の実効性向上を図っております。
監査役3名は、社外から招聘した経験豊富な人材であり、監査役会で規定している監査方針、監査基準等に従い、取締役会等重要な会議での建設的な意見陳述や、日常稟議書等の点検並びに財産状況の調査等を通じて監査意見を醸成し、取締役の業務執行に対する監査を行っております。社外監査役のうち2名を独立役員に指定しております。
また、代表取締役社長直属の組織として、内部監査室を設置し、業務運営の適正性及び効率性向上等の徹底を推進しております。

会計監査人の状況は、次のとおりであります。
当社は、新日本有限責任監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しており、独立した立場から公正妥当な会計監査を受けております。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。
業務を執行している公認会計士の氏名については、以下のとおりであります。
・業務を執行している公認会計士の氏名
　指定有限責任社員 業務執行社員：野口　和弘、今西　恭子

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、会社法第2条第16号に定める社外監査役による監査を実施しております。

なお、現状では監査役3名全員が社外監査役であり、客観的及び専門的知見から経営監視の役割を担っています。またそのうちの2名を独立役員に指名しております。
当社の社外取締役及び社外監査役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的、中立的な監査・監督を行うことで経営監視という重要な機能及び役割を果たし、当社の企業統治体制の強化に寄与しているものと考えております。

【社外取締役について】
社外取締役として、2015年11月20日の定時株主総会において原田昌宏及び八尾紀子が選任されました。
原田昌宏氏につきましては、金融機関で企業審査に携わった経験並びに企業経営における豊富な経験、知見を有しております。
そのことにより、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し社外取締役として選任しております。
八尾紀子氏につきましては、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通し、企業経営を統治するコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会招集通知を株主総会の概ね3週間前に発送しております。平成27年第31回定時株主総会の場合、総会開催日は平成27年11月20日ですが、招集通知は平成27年11月4日に発送いたしました。またこれに先駆け、平成27年10月30日には、当社インターネットホームページ、東証ウェブサイトに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように開催日や開催場所等の設定を行っております。また、議決権行使書の郵送及びインターネットによる議決権行使方法を用意し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えています。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年11月20日開催の第31回定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を開始いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年11月20日開催の第31回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの環境を利用した電磁的方法による議決権行使に対応しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに登録するとともに、当社ホームページにおいても掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向けの説明会を開催しています。 会社概要、決算情報、事業戦略、中期経営計画等をビジュアル化した資料を用いて、社長及びIR担当者が説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、アナリスト、機関投資家に対し投資意思決定に有用な情報を提供するために、決算説明会を年2回（第2四半期及び確定決算）開催しております。当該説明会では、代表取締役社長自ら経営成績等について説明し、投資者等が会社の状況に関して適切な判断を行えるようにしております。 また、説明会でのコミュニケーションを通じて、資本市場の意見を経営に反映できるように心がけております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資者等の利害関係者に対し、投資意思決定に有用な情報を提供するために、当社ホームページにIRコーナーを設けております。IRコーナーでは、財務に関するハイライト情報の他、決算短信、有価証券報告書、事業報告書、ニュースリリース等を掲載し、利害関係者に対し、会社の状況に関する情報を適時・適正に開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が主管となりIR活動を実施しております。また、IR事務連絡責任者として経営企画部長荻田修がその任にあたっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。 「教育・文化事業への貢献を通じて人づくりを目指す」、「フランチャイズノウハウの開発普及を通じて自己実現を支援する」を経営理念として掲げ、「教育・文化事業への貢献を通じて顧客・株主・社員の三位一体の繁栄を目指す」を基本方針としております。 また、行動指針として、「創造」と「革新」の繰り返しにより、自らが「進化」し、進化し続ける企業をつくり上げることを行動の指針としております。 毎年9月1日の事業年度開始日には、社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全社員へ直接説明を行う機会である「経営方針発表会」を創業以来毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	政府が推進するクールビズ（COOL BIZ）による地球温暖化対策および節電の取り組み、国連WFPの「学校給食プログラム」、「全国盲導犬施設連合会」への寄付など社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しております。 そのため、株主をはじめとする全てのステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあったては、今後とも平易且つ具体的な記載を行うよう努めてまいります。 また、当社の株主構成を踏まえ、英語版の当社ホームページを開設するとともに、決算説明資料の英語版を作成しております。株主総会招集通知については、平成27年11月開催の株主総会開催通知より英語版を作成しております。 併せて、これらを当社ホームページ等へ開示し、今後とも海外株主への英語での情報提供の充

	実に努めてまいります。
その他	当社の代表取締役副会長には、女性が就任しております。 当社では、女性従業員がいきいきと働き、かつ様々なフィールドで継続的に活躍できる職場環境づくりやワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援に取り組んでおります。 特に、子育てと仕事の両立支援に関しては、育児休業や短時間勤務制度を導入し活用されております。 また、平成27年11月開催の定時株主総会にて女性社外取締役を選任するなど、女性従業員が安心して仕事ができる環境作りをさらに推進してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループの主な内部統制システムに関する整備状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)-1 当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、「コンプライアンス規程」及び「企業行動憲章」を全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。

(1)-2 取締役及び使用人の法令遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限及び職務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営会議及び取締役会において審議する。

(1)-3 当社は、取締役会を構成する取締役のうち社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図るものとする。監査役は、取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができるものとする。また、取締役等は、法令違反行為を未然に防止し、かつ、そのために必要な措置を実施する。取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役（リスク管理委員長）及びリスク管理担当取締役に報告する。

(1)-4 企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、フランチャイズチェーン全体の企業倫理の向上を推進する。

(1)-5 当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理室が担当する。リスク管理委員会は「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、同種事案の再発防止を期する。

(1)-6 内部通報制度を導入することによって、コンプライアンス経営の強化を図る。

(1)-7 内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。

(1)-8 当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。

(1)-9 役職員は、一丸となって、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(2)-1 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づき作成される文書については、法令に基づき適切に作成、保存する。

(2)-2 取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書については、「文書管理規程」、「稟議決裁規程」及び「情報セキュリティ規則」等諸規則に則り、適切に作成、保存又は廃棄する。

(2)-3 「個人情報保護規程」及び「営業機密管理」に関する規程を整備し、個人情報及び重要な営業機密を適切、かつ、安全に保存、管理する。

(2)-4 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(3)-1 事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。

(3)-2 危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策をフランチャイズチェーン全体に提示し、フランチャイズチェーン全体での経営の安定化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(4)-1 取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。

(4)-2 取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月１回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画部長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

(4)-3 取締役は、専任の内部監査室から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図る。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5)-1 総則

(5)-1-1 経営理念に基づき、グループとしての存在意義、役割を明確にするとともに、経営ビジョンによって将来のグループとしての目標を共有する。また、当社グループ全体のリスクを網羅的に把握し、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

(5)-1-2 グループ内取引については、法令に従い適切であり、かつ、第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

(5)-1-3 内部通報制度を導入することによって、グループ全体のコンプライアンス経営の強化を図る。

(5)-2 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社へ報告に関する体制

(5)-2-1 「関係会社管理規程」を定め各子会社における内部統制の実効性を図る。また、「関係会社管理規程」に則り、各子会社に対し、業績、財務状況その他業務上の重要事項について定期的に当社への報告を求める。

(5)-2-2 内部監査室は、子会社の運営状況等を監査し、取締役会及び監査役会に報告する。

(5)-3 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

(5)-3-1 グループ各社は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

(5)-4 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(5)-4-1 職務執行に関する権限及び責任については、グループ各社が業務分掌規程、職務権限規程その他諸規程において明文化し、それぞれ

業務を効率的に遂行する。

(5)-5 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(5)-5-1 グループ全体のコンプライアンスの基本方針を定め、グループ会社は、当該基本方針に従い、各社の業務内容、規模、所在国、その他の事情に応じて、その体制の構築を推進するとともに、コンプライアンスの教育、啓蒙を推進する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(6)-1 当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。

(6)-2 監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。

(7) 前号6の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(7)-1 監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、監査役の指示により監査を補助する業務については、監査役以外から指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。

(8) 監査役への報告に関する体制

(8)-1 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(8)-1-1 監査役は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会、非常勤監査役は取締役会）に出席する。

(8)-1-2 監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項及び公表する企業情報は適時監査役に報告する。

(8)-1-3 監査役は、内部監査室及びリスク管理室との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。

(8)-2 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(8)-2-1 監査役は、「グループ企業監査役連絡会」を開催し、子会社経営情報全般に関する問題点の早期把握と情報の共有に努めるものとする。

(9) 前号（8）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(9)-1 当社は、監査役に報告したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(10)-1 監査役の職務の執行において生じる費用等は、所定の手続きにより会社が負担する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(11)-1 監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。

(11)-2 常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。

(11)-3　取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方並びにその整備状況は以下のとおりです。

(1) 基本的な考え方
・不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与いたしません。

(2) 整備状況
・企業活動に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策等を検討し、また、平素から警察・弁護士等の外部機関との信頼関係を構築しております。
・コンプライアンス規定において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たない」等を規定化し、啓蒙活動を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1.情報開示の適正性
開示書類の確認体制の構築
・会社法における連結計算書類等並びに金融商品取引法における有価証券報告書等の経理の状況については、新日本有限責任監査法人による厳正なる監査の実施、決算短信等についても、同法人によるチェックを実施
・必要に応じて東京証券取引所、関東財務局、主幹事証券会社、監査法人に事前確認

2.情報開示の適時性
経営企画部への情報集約、情報の統括により速やかな公表体制を確保

3.情報開示の公正性
・総務部による「インサイダー取引防止規程」遵守状況の検証
・開示方法については、東京証券取引所のTDnet、金融庁のEDINET及び東京証券取引所内の記者クラブへの資料投函並びに当社ホームページへ掲載し公表

当社の業務執行の体制、経営監視等の概要の図式は以下のとおりであります。

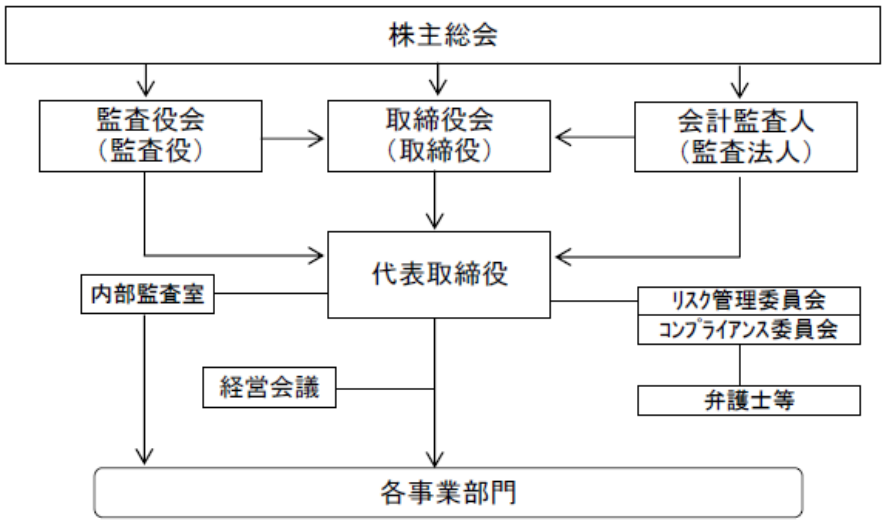

＜適時開示体制の概要（模式図）＞

